

南砺市地域防災計画の改定（素案）の概要

今回改定の趣旨

令和6年能登半島地震における課題の修正及び能登半島地震の災害対応の検証を踏まえた「富山県地域防災計画」が改定されたことに併せ、「南砺市地域防災計画」の修正を行うもの。

1.能登半島地震の災害対応を踏まえた内容修正

○地震編の職員の非常配備、配備基準の修正

- ・地震時の第3非常配備基準の変更。

職員全員参集の第3非常配備基準を震度6弱から震度5強へ変更。

○職員の安否参集基準の明確化

- ・地震時の安否確認基準の追記

地震時に第2非常配備となった場合に、職員の安否確認を兼ねた参集メール等を発信する。

- * 第2非常配備は、震度5弱の地震発生で、災害対策本部設置となる。
- 第3非常配備は、震度5強以上の地震発生で、全職員が参集となる。

2.富山県地域防災計画の改定等を踏まえた内容修正

○避難所における防災井戸の整備について追記

- ・避難所にある既設井戸について、災害時に防災井戸として活用可能か調査し、停電時にも取水できる手押しポンプの設置に努める。

○指定避難所における設備の整備について追記

- ・避難住民の生活を確保するため、トイレやベッド、パーテーション等の避難所の環境改善に必要な設備を当初から円滑に設置できる体制の整備に努める。

○指定避難所の開設手順の整備について追記

- ・自主防災組織が避難所を自主的に開設できるよう施設の開錠や安全確認の手順を整理し、自主防災組織と共有する。

3.南砺市こどもの権利条例の趣旨を反映した修正

○災害時の子どもの居場所について追記

- ・災害時子どものこころのケアの一環として、避難所運営において「子どもにやさしい空間」確保の記載を追記。